

四万十市プレミアム付商品券に関するQ&A

○住民向け

項目	質問	回答
購入引換券・商品券に関すること	購入引換券を無くしたので再発行できますか。	購入引換券の再発行はできません。商品券の購入が終わるまで、大切に保管してください。
	購入引換券が世帯主に2枚届いているようです。間違いないですか。	世帯主あてに家族分を送付しています。購入引換券の中段に対象者の氏名を記載していますのでご確認ください。
	商品券はどこで購入できますか。	市内の郵便局（16局）と四万十市西土佐商工会で購入できます。
	購入期間はいつまでですか。	令和5年10月31日までです。再販売を行う場合は、ホームページ等でお知らせします。
	商品券は世帯主が購入しなければいけませんか。	世帯員であれば世帯主以外の方でも購入可能です。購入の際には、購入引換券のほか、購入する方の本人確認書類等を持参してください。
	住所が異なる親族の商品券を購入したい。どのような手続きが必要ですか。	委任状（様式は任意です）を作成し、販売所に提出することで購入が可能です。その際は、購入する方の本人確認書類等をご持参ください。
	商品券はおつりが出ますか。	おつりは出ません。商品券の額面（1,000円）以上のお買い物にご使用ください。
	使用期限までに使用できなかった商品券は、返品（返金）できますか。	返品（返金）はできません。商品券使用期限の令和5年12月31日までにご使用ください。また、未使用の商品券の譲渡や転売することも禁止しています。
	使用できる登録店舗はどこですか。	商品券を使用できるお店にはプレミアム付商品券のステッカーを提示しています。また、四万十市、中村商工会議所及び四万十市西土佐商工会のホームページで最新情報を掲載しています。
	商品券を紛失しました。再発行できますか。	商品券の再発行はできません。大切にお取り扱いください。
商品券を汚損・破損した場合、使用あるいは再発行できますか。	商品券に記載されている「6桁の番号」と「発行四万十市」の2つともが判読できなどの条件を満たしていれば使用あるいは交換できる場合がございますので、詳しくはプレミアム付商品券担当（34-8027）へお問い合わせください。	

○登録店舗向け

項目	質問	回答
取扱店舗	登録証書について、換金時に金融機関に原本またはコピーを持参するとしていますが、携帯電話などに登録証書を写した画像で確認してもらうことは可能ですか。	携帯電話等で撮影した登録証書を金融機関に提示することでも対応可能です。
	商品券を商売や事業の支払いに使用できますか。	商品券事業の趣旨として、広く市民の消費を喚起することを目的としていることから、事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品などには使用しないでください。
	商品券を使用した際の領収書発行についてはどのように対応すればいいですか。	領収書が必要な場合は、領収書に「プレミアム付商品券分 ○○円」と表記してください。
	商品券の換金は金融機関に何度行ってもいいですか。	換金回数の制限は設けておりませんが、換金期限の令和6年1月31日までに換金をお願いいたします。 なお、使用済み商品券は、のりやホッチキス等でまとめずに、1枚ずつ切り離された状態で持参してください。
	使用期限を過ぎて持参した商品券の使用は、店の判断で可能として構わないですか。	使用期間を令和5年12月31日までと定めているので、期限を過ぎた商品券は使用できません。
	土日祝日及び夜間において、緊急的に商品券について確認したいことがある場合はどこに連絡すればいいですか。	土日祝日及び夜間における緊急の場合は、四万十市役所の代表番号（34-1111）に連絡してください。プレミアム付商品券担当より折り返し対応します。